

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年10月まで

勤め先の会社を退職する際に、会社の担当者から、退職したらすぐに国民年金の加入手続をするように言われたので、言われたとおりにA市B区役所に手続に行った。

未加入期間や未納は無いはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、申請免除された期間を除いた期間は国民年金保険料を現年度に納付している。

また、申立人は、申請免除された期間の保険料を2回に分けて追納しており、申立人が保険料納付及び資格変更手続を行っていたとするその夫の記録は、未納期間は無く、厚生年金保険と国民年金の切替えは適切に行われており、申立人の国民年金制度に対する意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和51年11月1日であり、社会保険庁のオンライン記録では同日に任意加入で資格取得したものとなっているが、申立人は当時、任意加入対象者ではなかった上、申立人の国民年金手帳では強制加入で51年7月31日から資格取得したものとなっており、当時、A市では国民年金加入手続時に現年度分の納付書を交付していたことが確認でき、申立期間を含めた納付書が交付されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年12月まで
② 昭和62年4月から同年8月まで

昭和62年9月に厚生年金保険の被保険者になった後、国民年金の未納保険料を2年分納付するよう通知があった。

金額が高かったので、自分の相談相手であるA社の会長に相談したところ、年金を受給する時に減額されるので支払った方が良いと言われたので、市役所に掛け合ってもらい、4回か5回に分割し、合計で15万円から20万円をB市役所C支所に持参し納付したと記憶している。

いずれも領収書等は残っていないが、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②以降の国民年金保険料をすべて納付しており、平成15年4月から16年9月までの期間は前納しているほか、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っているなど、申立期間の保険料に係る納付通知が届いた以降は、国民年金に対する納付意識が高かったものと認められる。

また、昭和61年1月から同年12月までの納付済期間について、申立人の「両親は既に他界しているほか、自分の兄弟などの関係者によって納付されたものとは考えられない。」との供述から、申立人自身が過年度納付を行ったものと推認できる。

さらに、過去2年分（昭和61年1月から62年8月までの期間）を過年度納付した場合の保険料の総額については、申立人の、「15万円から20万円と記憶している。」との供述から、実際に納付した場合の保険料額14万2,420円（一部は納付記録として整理されている。）とおおむね一致しており、申立内容に

不自然な点はない。

加えて、申立期間②については、社会保険庁の保管している記録では「未納」とされているが、B市が保管している国民年金被保険者台帳では「納付済み」と記録されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

一方、申立期間①については、申立人が主張する納付時期（昭和62年9月より後）では、少なくともその半分は時効により納付できない上、B市が保管する国民年金被保険者台帳の記録に納付年月日が記載されている昭和61年度分の各月の納付状況から、昭和61年1月から同年3月までの保険料は、63年4月ごろに過年度納付した可能性が高く、納付を始めた時点において、既に時効により納付できない期間だったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和52年2月に国民年金に任意加入し、併せて付加年金にも加入した。国民年金の定額保険料と付加保険料を61年3月まで漏れること無く納付している。

65歳になりA町役場で国民年金の請求手続を行った際に、年金手帳の裏に貼付^{ちようふ}していた領収書を提示したが、「領収書はもう必要無い。」と言われたので、不要^はと思い剥がし廃棄した。

申立期間の国民年金保険料及び付加保険料が未納とされていることは納得できないので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除き国民年金保険料（付加保険料を含む。）をすべて納付しており、そのうち申立人の夫がB共済組合の被保険者資格を喪失した平成3年4月から8年2月（満60歳到達月の前月）までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については前納している。

また、国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが国民年金手帳の記録により確認できることから、申立人の国民年金に対する意識は高かったものと推認できる。

さらに、申立人が「隣人で、夫が同業者であるなど生活環境が似ていたことから親交があった。」としている申立人の友人は、申立人について、「当時、申立人は3人の子供の学費が嵩^{かさ}んだ時期であったが、私自身も同様の経験をしていたことから、国民年金保険料の納付について励ましの言葉を掛けてい

た。」と証言しており、当該証言は申立人の供述とも一致しており、不自然さはみられない。

加えて、申立期間に係る保険料の納付方法、及び納付金額について、申立人の「子供の学費のやり繰りが大変だったため、申立期間に係る年度だけ夫の賞与を国民年金保険料の納付に充てており、半年分ずつ一度につき約4万円の保険料（付加保険料を含む。）を2回納付した。」との供述は具体的であり、その金額は実際に納付した場合とおおむね一致している。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から同年12月まで
② 昭和55年12月から61年3月まで

申立期間①については、A市B区に住んでいた時は集金の女性に国民年金保険料を支払っていたが、同市C区に転居してからは3か月ごとに自分が同区役所に出向いて納付した。また、申立期間②については、厚生年金保険から国民年金への切替えをC区役所で行い、3か月ごとに同区役所に出向いて納付書により保険料を納付していた。納付を証明する物は無いが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間が3か月と短期間である上、申立人の「国民年金保険料はA市C区役所で3か月ごとに納付していた。」とする供述は、同市が保管する国民年金被保険者名簿しんぴようせいの納付記録とも一致していることが確認できることから、信憑性があると認められる。

また、社会保険庁の記録から、申立人が国民年金から厚生年金保険に切り替えた際、昭和53年4月から同年6月までの既納の国民年金保険料が同年9月27日に還付されていることが確認できるところ、仮に申立期間の国民年金保険料が未納であれば、還付に先立ち未納期間の保険料に充当されるはずであるが、全額還付されており、申立期間の国民年金保険料が納付済みであった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間前後の生活状況に住所変更等の大きな変化は見受けられないことから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

2 申立期間②については、申立人は、厚生年金保険から国民年金へ切替手続を行ったと供述しているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、厚生年金保険被保険者資格の喪失後、国民年金に任意加入した記録が無いことから任意加入の届出がなされなかったものと推測でき、そのため、申立期間は未加入期間であり、納付書は発行されないことから、納付書により国民年金保険料を納付する機会は無かったものと考えざるを得ない。

また、申立人は、切替手続及び申立期間の国民年金保険料の納付金額等に係る記憶が明確でなく、ほかに申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 970

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年3月まで

昭和59年、私が大学生であった時、母がA市において私の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、母が納付書により四半期ごとに近くの金融機関で納付した。

保険料の領収書は、平成6年に引っ越した時に廃棄してしまったが、母は私が大学生で収入が無いのに、保険料を納付しなければならなかったため、私の保険料を納付するのが大変であったとしており、母が保険料を納付していたのは間違い無い。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとするその母は、申立人が20歳になった大学3年の時に大学のAキャンパス（B学部）からCキャンパス（D学部）に変わり、それまで自宅通学だった申立人が一人暮らしとなったため、仕送りが大変な時期に申立人の保険料の納付も始まったとしており、申立人の申立期間に係る保険料の納付開始時期について、記憶が明確である。

また、申立人の母は、申立人の申立期間の保険料の納付方法及び納付場所について、家の固定資産税と一緒に四半期ごとに近くの金融機関において納付したとしているところ、保険料の納付方法は、当時の取扱いと一致する上、申立人が保険料を納付したとする金融機関も、申立期間当時存在したことが確認でき、申立人の母は保険料を納付することが可能であった。

さらに、申立人の母は、申立人の妹について、申立人と同様に20歳の学生

の時に国民年金に加入し、就職するまで保険料を納付していたとしているところ、その妹は20歳の時に国民年金に加入し、厚生年金保険に加入するまで保険料の未納が無く、申立人の主張に不自然さはみられない。

加えて、申立人の母は、結婚後、国民年金に任意加入し、保険料の未納が無く、申立期間について、保険料が納付済みとなっている上、申立人の父も、国民年金の加入期間はすべて保険料が納付済みとなっており、申立人の母の納付意識は、高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から43年3月まで
昭和36年4月にA市において、国民年金に加入した。

申立期間の国民年金保険料は、A市の集金人に納付し、国民年金手帳にスタンプを押してもらったのを覚えている。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立回数は1回と少なく、申立期間は13か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付について、A市の集金人に納付したとしているところ、A市では、当時、国民年金推進員が保険料を集金していたことが確認でき、申立人の主張は、当時の状況と一致する。

さらに、社会保険事務所が保管する特殊台帳によると、申立人は、申立期間の直前の昭和40年4月から42年2月までの1年11か月の保険料について、申立期間中の42年7月に過年度納付により一括納付した記録となっているが、昭和41年度の保険料について、42年3月の1か月分のみ未納となっているのは不自然である上、申立人の申立期間の前後の期間は、保険料が納付済みとなっており、申立人が申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間直後の昭和43年度の納付記録は、平成6年4月に未納期間から納付済み期間へと記録が訂正されており、社会保険庁の事務処理に誤りがあった状況がうかがえることから、申立期間についても、納付記録の管理に誤りがある可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 972

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年2月まで

申立期間は、昭和52年3月にA市の会社を離職し、B市に帰郷したばかりで失業中であった。当時、国民年金には加入しておらず、保険料を納付できるようになってから加入すればよいと思っていた。53年2月に就職した際、両親から「年金の未加入期間があると、将来困ることになる。」と国民年金の加入と保険料納付を強く指導された。

私の母が、B市役所で私の国民年金加入手続きを行い、過年度分の納付書を受け取り、父の国民年金保険料と一緒に銀行で納付しているはずなので、申立期間は納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から昭和53年6月に払い出されたものと推定され、申立期間は過年度納付となるが、B市では、申立期間当時、国民年金手帳及び過年度納付書を窓口で常備し、過年度納付を希望する者には交付していたと回答していることから、申立人の母が、申立人に代わり同市役所で国民年金への加入手続きを行い、申立期間の過年度納付書を同市役所で受け取り、金融機関で保険料を納付したとする申立内容は不自然ではない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母に聴取したところ、申立人の国民年金加入に至る背景やB市役所の窓口での加入手続状況等について供述が得られ、その記憶は鮮明であり^{しんびょうせい}信憑性がある。

さらに、申立人の母は、制度発足の昭和36年4月から国民年金に加入しており、国民年金加入期間において未納が無く、43年7月から48年6月まで保険料を前納し、厚生年金保険と国民年金の複数の切替手続を適正に行っている

ほか、生命保険会社に 17 年以上勤務した経歴から、年金への関心が高かったものと認められ、申立人の父も制度発足の 36 年 4 月から国民年金に加入し、厚生年金保険の資格喪失後は再び国民年金加入しているほか、43 年 7 月から 48 年 3 月まで保険料を前納し、ほかに付加保険料を納付している期間があるなど、保険料納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年12月まで

国民年金には、昭和36年の制度開始時に夫婦そろって加入し、国民年金保険料も一緒に納付してきたが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

保険料の納付は亡夫が行っていたため詳細は不明であるが、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）によると、申立人の昭和46年11月及び同年12月の国民年金保険料が47年3月3日に還付されていることが確認でき、この時点では、過誤納保険料を未納期間に充当することが可能であったにもかかわらず、充当されることが無く、還付されていることから、申立期間の保険料は納付済みであったと考えることが合理的である。

さらに、昭和45年度の申立人の保険料について、上述の社会保険事務所の特殊台帳の記録（3か月納付、9か月未納）とA市の過年度納付記録簿の記録（9か月納付、3か月未納）が一致しないことから、行政側の記録管理に不備がみられる上、申立人は昭和46年11月に同年1月から3月までの保険料を過年度納付しているほか、申立期間当時の生活状況について大きな変化は無く、経済状況も安定していたので、仮に申立期間の保険料が未納であれば納付して

いたはずであるとの申立人の主張に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年2月25日）及び資格取得日（昭和43年2月14日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和42年2月から同年9月までを1万6,000円、同年10月から43年1月までを2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月25日から43年2月14日まで

A社は実父が経営する会社であるため、父が病気になったことがきっかけで入社し、事務の仕事をしていた。申立期間についても継続して勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和39年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42年2月25日に資格を喪失後、43年2月14日に同社において再度資格を取得しており、42年2月から43年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時、当該事業所で一緒に勤務していた複数の同僚が、「申立人は、自分が勤務していた期間については、ずっと事務の仕事をしており、業務内容及び勤務形態に変化は無く、長期の休暇を取ることも無かった。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、当該同僚は、申立期間のすべてについて厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録により申立期間中である昭和42年6月5日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認

でき、申立人と同じ事務の仕事をしていた同僚は、「申立人とは向かい合わせの席に座り、仕事を教えてもらった。私が勤務していた期間は、申立人はずっと同じ仕事をしていた。」と供述しており、当該同僚は、自身が記憶する入社日から退職日まで厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

さらに、複数の同僚が、「当時、従業員は全部で10人くらいおり、当該事業所では、全員が厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者数は8人から10人で推移していることから、事業主は、従業員の勤務期間のすべてについて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、当該事業所においては、複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者はいないことから、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取り扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年1月及び43年2月の社会保険事務所の記録から、42年2月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から43年1月までは2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難く、また、仮に喪失届が提出されていない場合には算定基礎届が提出されているはずであり、社会保険事務所がこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和23年10月15日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社D工場における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月15日から24年8月19日まで
② 昭和37年4月1日から40年4月1日まで

昭和21年1月にA社に入社し、44年5月に退職するまで継続して同社に勤務していたが、同社E工場から同社B工場に転勤した申立期間①及び同社F工場から同社D工場に転勤した申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の娘が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録、社会保険事務所が保管するA社E工場の厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の同工場

から同社B工場への異動日、及び社会保険事務所の記録により申立期間①において同社B工場で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた者の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和23年10月15日にA社E工場から同社B工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和24年8月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、A社が保管する同社の社誌に記載された申立期間②当時の組織図、雇用保険の被保険者記録、及び社会保険事務所の記録により申立期間②において同社D工場で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた者の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社F工場から同社D工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社F工場における昭和37年3月の社会保険事務所の記録及び同社D工場における昭和40年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における申立人の資格取得日が昭和40年4月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年4月から40年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月

会社を退職する時、サラリーマンの妻は任意加入であるが国民年金に加入しておいた方がよいと勧められ加入した。昭和54年8月から55年6月までは納付書で納付し、その後は口座振替で61年2月まで納付しており、銀行の領収書を持っている。61年4月から制度が変わり第3号被保険者になった時、3月分が未納であることが分かり不思議である。口座振替をしており、未納保険料は無いものと思うので調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年7月から61年3月までの期間について、銀行口座振替で保険料を納付していたと主張しているが、申立期間について、申立人の夫名義の銀行口座振替記録を確認したところ、61年2月までの保険料の口座振替は確認できるものの、同年3月の保険料の口座振替は確認できず、口座振替されている形跡は見当たらない。

また、昭和61年3月まで運用されていた当時の国民年金法において、海外在住の邦人が国民年金に加入できる規定は無く、申立人は61年3月から海外に在住していることから、申立期間の61年3月は、国民年金の適用除外期間に該当し、保険料は納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から同年 4 月まで

昭和 63 年 12 月ごろ、A 市 B 区役所から、第 3 号被保険者の特例通知書が送付されてきたため、平成元年 3 月から 4 月ごろに、同市 B 区役所若しくは同市 B 区民センターに行き、国民年金の加入手続を行い、未納となっていた申立期間の保険料月額 1 万円前後を納付した。領収書などは無いが、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は A 市 B 区役所若しくは同市 B 区民センターにおいて、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するが、当時の保険料月額 7,400 円と金額が一致しない上、当時、同市役所では、過年度保険料の納付書を交付していたものの、過年度保険料の収納を行っていなかったことから、申立人の主張に不合理な点が見受けられる。

また、申立人は平成元年 3 月から 4 月ごろに国民年金の加入手続をしたとするが、申立人の前後の任意加入被保険者の加入年月日から、申立人の国民年金手帳記号番号は、2 年 1 月上旬に払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続をした時期は 2 年 1 月ごろと認められるため、時効により申立期間の保険料を納付できず、特例納付できる期間でもなかった。

さらに、A 市の国民年金の加入記録においても、未納の記録が確認できる上、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 976

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から45年6月まで
昭和44年1月ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をA市役所B出張所で納付書により毎月300円納付していたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市役所B出張所で毎月納付書により納付していたと主張しているが、同市役所では、申立期間においては、印紙を国民年金手帳に貼り検認を行って納付する方式(印紙検認方式)を採っていたことが確認でき、申立人の主張とは矛盾する。

また、社会保険事務所が保管する記録により、申立人は、昭和51年2月25日に現在の姓で国民年金の任意加入手続を行ったことが確認できるが、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人に対し最初に付与された国民年金手帳記号番号(XXXX-XXXXXX)は、旧姓である「C」の名義で、昭和35年10月1日に払い出されているものの、同手帳記号番号は、平成20年5月に申立人が現在所持する国民年金手帳記号番号(YYYY-YYYYYY)に統合されるまで、「未納」の記録となっている上、氏名変更が行われた形跡は無く(払出後、昭和44年1月までの間に申立人は2度、氏名を変更している)、同手帳記号番号が申立期間当時に使用されていたとは考え難い。

加えて、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 977

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から43年3月まで

昭和40年6月ごろ、友人と一緒にA市役所B出張所へ行き、国民年金の加入手続を行い、保険料は43年4月にC社に勤務するまで集金人に納付していた（集金人がどこの指示で来たのか、男性か女性かも覚えていない。）。

平成5年12月に同社を退職して、年金の請求手続のためにD社会保険事務所に行った時に、申立期間の国民年金保険料が未納であることを知った。また、その時に、自分と同姓同名で同一生年月日の被保険者がいると言われたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料について、納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたとする記録は、社会保険庁及びA市には存在せず、申立人が国民年金に加入した形跡は無い。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人と思われる氏名は確認できなかった。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から国民年金保険料の納付方法等に関する具体的な供述が得られないことから、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は、「社会保険事務所で自分と同姓同名で同一生年月日の国民年金被保険者がいると言われた。」と述べているが、i) 当該被保険者はE市F社会保険事務所が管轄する地域に居住する人物であることが社会保険庁の記録により確認できること、ii) 申立人自身はE市に住んだことは無いと述べていること、iii) その記録は、申立人の申立期間よりも以前の期間しか存在

していないことなどから、申立人とは明らかに別人であることが確認できる。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

A省B事業所を昭和45年7月に退職後、C共済組合の加入期間も国民年金の加入期間に引き継がれると説明があったので、国民年金に加入した。

加入手続は、妻の父親が行い、申立期間の国民年金保険料は、私の母親が納付していたので、加入期間当初である申立期間の未納はあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の妻も当該期間は未納である。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の加入手続をしたとする申立人の妻の父親及び申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、共に既に他界しているため、申立人に係る国民年金の加入手続状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の「被保険者になった日」の欄には、「昭和45年7月16日に加入」と記載されているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の記号番号の任意加入被保険者の年金手帳払出日から、申立人の妻と連番で昭和46年12月ごろに払い出されたものであり、当該加入年月日は国民年金被保険者資格取得日をさかのぼって記録されたものと推認できることから、その時点では、申立期間は過年度納付期間となるが、申立人自身は過年度納付した記憶が無いと供述しているほか、申立人が保険料を過年度納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から39年3月まで

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に自分がかかわった記憶は無く、父親が行っていたと思う。申立期間当時、同居していた家族の国民年金保険料の納付記録に未納期間は無いのに、自分だけが未納とされていることは納得できない。

物的証拠は無いが、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親も既に他界していることから、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は昭和39年8月ごろと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるところ、A市役所が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿では、37年3月から同年6月までについて、加入手続を行った時点で時効により保険料の徴収権が消滅していたことを意味する「届出前消滅」の記載があることから、当該時効の完成が確認できる上、同年7月から39年3月までの期間については過年度納付となるが、過年度納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 980

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から41年3月まで

当時、私の父は酪農を経営しており、私はその手伝いをしていた。

私の国民年金加入手続は父が行い、国民年金保険料も私が結婚するまで父が納付してくれた。父から申立期間の国民年金保険料は役場で一括納付し、申立期間以降は農協の組合員勘定から保険料を納付したと聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の父を除く同居家族(申立人の母、二人の兄及び義理の姉)と連番で払い出されており、国民年金の加入時期は、同時期に任意加入した被保険者の資格記録から昭和41年11月ごろと推認できるほか、社会保険庁及びA町の納付記録から、申立人及びその同居家族の昭和41年度の国民年金保険料が国民年金加入直後の41年11月に一括納付されたことが確認できる。

しかしながら、申立期間を含む昭和40年度の国民年金保険料は、国民年金の加入時点で過年度保険料となり、役場では納付できない上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立人の亡父が行ったとして申立人自身は関与しておらず、申立人の母も申立期間の保険料を納付した記憶が無く、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の二人の兄は、申立期間を含む昭和40年度の国民年金保険料が未納である上、申立人の母が同年度の保険料を過年度納付していること、及び義理の姉が当該年度の保険料を昭和47年6月に特例納付していることから、申立人の父は、申立人及びその同居家族の保険料については、国民年金に加入した昭和41年度から納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 981

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から51年1月まで

昭和46年5月に長男を出産するため、A市役所を退職し、将来のことを考え国民年金に加入した。国民年金保険料の納付については、自分が納付に行けない時は、夫がA市役所の窓口又は郵便局か金融機関で納付書に現金を添えて納付していた。申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年6月ごろA市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、51年2月5日に任意加入と記載されており、社会保険庁の記録及びA市の記録とも一致することから、同日に国民年金の加入手続が行われたものと推認できる。また、申立人は申立期間においても任意加入被保険者の対象であったが、任意加入被保険者は、さかのぼって国民年金に加入できないため、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない。

また、申立人は、申立人のほか申立人の夫が申立期間の国民年金保険料をA市役所又は金融機関等で納付書をもって納付したと主張しているが、昭和46年6月当時のA市の保険料収納方式は印紙検認方式であり、納付書方式となったのは47年4月以降である上、申立人及び申立人の夫に当時の納付状況について聴取しても、具体的な記憶が無く、納付状況は不明である。

さらに、申立期間は56か月と長期間であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から40年9月まで

社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が還付済みとなっているが、自分で請求し、還付金を受け取った記憶は無い。社会保険事務所では、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)に還付した記録が残っているとの回答であった。還付金はいつ、だれに、どのようにして還付されたのかを明らかにし、還付されている事実が無いのであれば、早急に申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳は、昭和36年11月25日に交付されており、国民年金印紙検認記録欄には、36年4月から40年9月まで検認印が押されているほか、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳にも当該期間は納付と記録されていることから、申立人の当該期間における国民年金保険料は納付されていたものと認められる。

しかしながら、市町村及び社会保険事務所が国民年金保険料の還付請求書を受理した時は、通達によりそれぞれの機関は、その保有する国民年金被保険者名簿又は国民年金被保険者台帳に還付期間等を記入することとされているが、A町(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿には、昭和38年6月から40年9月までの還付期間及び還付年月日(昭和40年10月30日)が記載され、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳には、当該還付期間及び還付年月日のほか還付金額(2,740円)が記載されており、これらの記載内容には、いずれも不合理な点が見当たらず、適切な事務処理が行われたものと推認できることから、保険料の還付が行われなかったものとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳は、A町から昭和36年に初度交付されたもの

であるが、当該手帳には、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日（昭和36年4月1日）及び同資格喪失年月日（昭和38年6月1日）が記載されている上、当該手帳には訂正箇所も見当たらず、その記載状況からこれらの手続は適切に行われたものと推認でき、申立人自身が資格喪失手続及び還付請求手続を行い、国民年金保険料が還付されたと考えるのが合理的である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月まで
A社B工場には、昭和 19 年 4 月から 20 年 9 月ごろまで勤務していた。
給与明細書等の資料は無いが、女子が厚生年金保険の適用となった 19 年 10 月から 20 年 9 月まで厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された当時の郵便物等の資料及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に、A社B工場を継承したC社D工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社D工場を継承するE社F工場に申立人の厚生年金保険の適用等について照会したところ、「昭和 19 年 4 月から 21 年 2 月までの期間において『C社D工場』であったが、当時の資料は保存されておらず、当時を知る者もないことから不明である。」との回答を得ており、申立人の厚生年金保険の適用について、関連資料及び供述を得ることができない。

また、社会保険事務所の記録によると、C社D工場は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できないところ、申立人が記憶している同僚 5 人のうち二人は申立期間にA社B工場において厚生年金保険の加入記録が存在するものの、他の 3 人には厚生年金保険の加入記録が確認できない上、申立人とほぼ同年齢で同時期に当該事業所に勤務したとする女性従業員は、「当時、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、当該女性従業員が記憶している同僚 3 人を含めて厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立期間にA社B工場において厚生年金保険の加入記録がある同僚が保管していた昭和 52 年に有志により作成されたC社D工場従業員名簿には女子従業員が 66 人記載されているところ、社会保険事務所が保管する

A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、姓名の一文字が異なる厚生年金保険被保険者が3人確認できるものの、残りの63人は同被保険者としての記録が確認できない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 60 年 8 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社グループ（B社）は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、厚生年金保険の加入期間は無いと回答であった。

昭和 57 年 3 月にB社に入社し、「C事業所」及び「D事業所」のE部署に勤務し、後にF職として60年8月まで勤務した。当時の給与明細書は無いが、給与支払報告書の一部があり、働いていた当時の名刺も出てきたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、B社G支店において、昭和 57 年 4 月 6 日から 60 年 8 月 20 日までの期間について勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が勤務していたとするB社またはA社グループは、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、当該事業所の所在地を管轄する法務局に照会したところ、B社G支店での商業登記の記録は無いが、本社であるB社の商業登記の記録が確認できたことから、同登記簿に記載のある同社の代表取締役等に照会したところ、「事業休止のため、当時の資料等は不明である。当時加入していた保険は国民健康保険であり、雇用保険は加入していたが、厚生年金保険は未加入であった。」との回答を得た。

さらに、申立人が提出した昭和 58 年分給与支払報告書（個人別明細書）を

見ると、「社会保険料等の金額」として3万1,210円の保険料が控除されているが、同控除額については当時の厚生年金保険料等の個人負担額と大きく相違しており、上述の当該事業所の代表取締役の供述から、同報告書に記載された金額は雇用保険料ではなかったかと推測される。

加えて、申立人から提出のあった名刺に記載のある者3人については、個人の特定ができず所在が確認できないため、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間については国民年金の被保険者となっている上、申立期間の一部の期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 8 日から 45 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所から申立期間について脱退手当金を受けているため、年金額の計算には算入されないとの回答があった。

私は脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 7 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の事業所を退職後、昭和 51 年 8 月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 862

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 20 日から 35 年 3 月 30 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受けているため、被保険者期間には算入されないとの回答を受けた。

退職後は会社等からの金銭の支給は全くない。私は脱退手当金の請求手続を一切行っていないし、脱退手当金を絶対に受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 35 年 7 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、当時、再就職する考えが無かったと述べるとともに、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 5 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 38 年 3 月 5 日から A 社の B 事業所に臨時雇用員として勤務し、39 年 6 月 1 日から正社員となり C 共済組合に加入した。

臨時雇用員として勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していない旨の回答を社会保険事務所からもらった。

当時の給与明細書等は保管していないが、履歴カードの写しにより、同事業所に勤務していたことを確認することができるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴カードの写し及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において、D 支店 B 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、D 支店 B 事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、同事業所を管轄する D 支店においても、厚生年金保険の適用年月日は昭和 38 年 10 月 1 日となっていることから、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用について、E 社に照会したところ、「申立人は、履歴カードから試用員の身分であり、臨時雇用員及び試用員については、申立期間当時において、C 共済組合の組合員資格を取得することは無く、厚生年金保険の適用を受けるようになったのも昭和 38 年 10 月 1 日からである。」と述べている。

さらに、申立人から名前の挙がった同僚（5 人）及び社会保険事務所の記

録からD支店が厚生年金保険の適用事業所となった時から厚生年金保険の加入記録が確認できる者（8人）に照会したところ、4人が、「臨時雇用員及び試用員として勤務した期間においては、厚生年金保険には加入しておらず、昭和38年10月1日から加入した」と述べており、そのうち二人は、「厚生年金保険に加入していなかった期間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは無かった。」と述べている上、当該同僚全員の社会保険事務所の記録を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間①については、A 県 B 事業所に C 職として勤務していた。申立期間②については、D 市 E 事業所に F 職として勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 県 B 事業所が保管していた辞令及び A 県職員履歴書により、申立人が申立期間のうち昭和 38 年 4 月 11 日から 44 年 3 月 5 日まで B 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、G 共済組合 A 県支部の記録によると、申立人は、当該期間に G 共済組合に加入し、退職時に、退職一時金を受給していることが確認できる。

2 申立期間②について、D 市が保管している履歴書によると、申立人は D 市 H 事業所において、臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 35 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D 市に照会したところ、「申立期間②当時の資料は履歴書しか保管されておらず、臨時職員の厚生年金保険の加入状況については確認できない。」と述べているものの、同履歴書によると、採用時において勤務期間が 2 か月と定められている上、期間満了の際は解職すると記載されていることから、厚生年金保険被保険者の要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、厚生年金保険の適用状況等の供述を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間②について、D市E事業所に勤務していたとしているが、同事業所は、昭和49年8月に、D市H事業所、D市I事業所、D市J事業所及びD市K事業所の機能を統一して開設されたものであり、申立期間当時は存在していない。

- 3 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、雇用保険の加入記録においても、両申立期間における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①から⑥までについて、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 2 また、申立人は、申立期間⑦から⑩までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまで
② 昭和 30 年 10 月ごろから同年 11 月ごろまで
③ 昭和 31 年 4 月ごろから同年 11 月ごろまで
④ 昭和 32 年 5 月ごろから同年 8 月中旬ごろまで
⑤ 昭和 40 年 8 月 20 日から同年 12 月ごろまで
⑥ 昭和 42 年 8 月 27 日から同年 12 月ごろまで
⑦ 昭和 45 年 12 月 10 日から 46 年 4 月 5 日まで
⑧ 昭和 46 年 12 月 10 日から 47 年 4 月 5 日まで
⑨ 昭和 47 年 12 月 10 日から 48 年 4 月 5 日まで
⑩ 昭和 49 年 12 月 10 日から 50 年 4 月 5 日まで

申立期間①については、昭和 30 年 4 月から A 社所有の B 船に乗り、C 職として D 業務を、同年 9 月からは E 業務に従事していた。

申立期間②及び③については、F 社の G 船に乗り、C 職として D 業務及び E 業務に従事していた。

申立期間④については、H 社 I 支店の J 船に乗り、C 職として食品加工業務に従事していた。

申立期間⑤については、K 社で L 船に乗り、昭和 40 年 8 月まで D 業務に従事していたが、引き続き E 業務にも従事していた。

申立期間⑥については、船舶名は記憶していないが、K 社の船舶で E 業務又は M 業務に従事していた。

船員保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間①から⑥までについて船員保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間⑦については、M社のO事業所に季節労働者として勤務していた。

申立期間⑧については、P社のQ事業所に季節労働者として勤務していた。

申立期間⑨については、R社のS事業所に季節労働者として勤務していた。

申立期間⑩については、T社のU事業所に季節労働者として勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間⑦から⑩までについて厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、船員手帳を所持しておらず、申立期間①から⑥までのすべての船舶に乗っていた事実を確認することができない。

2 申立期間①について、V組合の回答から、B船（小型船舶、船舶所有者W氏）がD業務及びX業務を実施していたことは確認できるが、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和38年4月8日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、総トン数20トン未満の漁船が適用拡大で船員保険の適用船舶になったのは46年1月であることから、当該船舶は適用船舶には該当していない。

また、事業主及び申立人が一緒に乗船していたという同僚も死亡していることから、申立人に係る勤務実態や船員保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

3 申立期間②及び③について、F社（G船）は、社会保険事務所の記録によると、昭和29年10月15日から同年12月25日までの期間及び32年4月24日以降は船員保険の適用事業所として確認できるが、申立期間②及び③当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主が死亡していることから事業主の子に照会したところ、「漁業は昭和30年代後半に廃業しており、当時の資料は保存されていない。」と述べている。

さらに、申立人は一緒に乗船していたという同僚の名前を4人挙げているが、社会保険事務所の記録によると、4人全員が申立期間②及び③に船員保険に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、上述の同僚に照会したところ、回答があった一人は「申立人の名前に記憶は無い。自分は昭和33年及び34年に当該船舶に乗っていた。」と述べている。

4 申立期間④について、申立人は、H社I支社のJ船に乗っていたとしているが、申立期間④以外にも当該船舶に乗っていることから、実際に申立

期間④において乗船していたかの記憶が曖昧^{あいまい}である。

また、当該事業所が保管している臨時船員名簿によると、船員保険の被保険者であることが確認できる昭和 37 年度には申立人の名前が記載されているものの、申立期間④の名簿には申立人の名前は記載されていない。

さらに、申立人は一緒に乗船していたという同僚の名前を 3 人挙げているが、一人は既に死亡しており、他の二人は名字しか記憶していないため本人を特定できないことから、申立人に係る勤務実態や船員保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない上、社会保険事務所の記録より、申立期間④において当該事業所で船員保険の被保険者記録が確認できる 6 人に照会したところ、一人は、「申立人の名前に記憶があるものの、一緒に勤務していた時期までは不明である。」としており、他の 5 人は、「申立人の名前に記憶が無い。」と述べている。

加えて、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

5 申立期間⑤及び⑥について、K社に照会したところ、「漁業からは昭和 40 年代に撤退しており、船員保険の加入状況については不明である。乗組員名簿は保管されているが、同名簿には乗船した年度、船舶名及び漁の種類しか記載されておらず、実際に乗船していた期間は不明である。」と述べている。

6 申立期間⑤について、社会保険事務所の記録によると、L船は昭和 40 年 5 月から同年 8 月 19 日までD業務、同年 8 月 20 日からはE業務を行っていたことが確認でき、D業務において船員保険の被保険者記録が確認できる 22 人（申立人を含む。）のうち 12 人が引き続きE業務においても、船員保険の被保険者記録が確認できるが、申立人については、E業務での資格を取得した形跡が見当たらない。

また、乗船名簿によると、昭和 40 年度に申立人がL船に乗ってD業務に従事していたことは確認できるが、E業務に従事していたことについては確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び社会保険事務所の記録から申立期間⑤において当該事業所で船員保険の被保険者記録が確認できる 7 人に照会したところ、回答があった 6 人のうち二人は、「申立人と一緒に勤務していた。」としているものの記憶が明確ではなく、他の一人は、「申立人のことは知っているが、一緒に乗船した時期は不明である。」としており、他の 3 人は、「申立人の名前に記憶が無い。」と述べている。

加えて、申立人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間には国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

7 申立期間⑥について、申立人は、E業務又はM業務に従事していたと述

べているが、社会保険事務所の記録によると、E業務はL船、M業務はY船が行っていたことが確認できるが、両船舶とも、申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない。

また、乗組員名簿によると、昭和42年度に申立人がY船に乗ってZ業務に従事していた（昭和42年4月5日から同年8月27日までは同船舶における船員保険の被保険者記録が確認できる。）ことは確認できるが、申立期間⑥においてE業務又はM業務に従事していたことまでは確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚についても、社会保険事務所の記録によると申立期間⑥において船員保険に加入していた形跡は見当たらず、当該同僚及び社会保険事務所の記録から申立期間⑥において当該事業所で船員保険の被保険者記録が確認できる二人に照会したところ「申立人のことは知っているが、一緒に乗船していた時期は不明である。」と述べている。

加えて、申立人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間⑥のうち、昭和42年9月2日から同年12月22日までの期間は、他の船舶において船員保険に加入している。

- 8 申立期間①から⑥までについて、申立人が船員保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も船員保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間①から⑥までの申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から⑥までに係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 9 申立期間⑦について、N社は、社会保険事務所の記録によると、昭和46年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑦当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

また、当該事業所に照会したところ、「当社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和46年8月1日からであり、申立期間⑦は適用以前の期間であるため、社員は全員厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。また、申立人は、当社のO事業所で業務に従事していたとしているが、当該事業所は47年3月操業開始であり、申立期間⑦当時は存在していなかった。」と述べている。

なお、当該事業所が保管している給与明細書によると、申立人は、申立

期間⑦とは別の昭和 48 年 11 月から 49 年 4 月まで当該事業所に勤務していることが認められるが、当該期間について厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認でき、事業主に照会したところ、「季節労働者等の正社員以外の者は、a 健康保険の第 2 種健康保険にのみ加入させており、厚生年金保険料は控除していなかった。」と述べており、社会保険事務所の記録によると、申立人は当該期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人から名前の挙がった同僚は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた 4 人に照会したところ「申立人の名前に記憶が無い。」と述べている。

加えて、雇用保険の加入記録においても、申立期間⑦における申立人の記録は存在しない。

- 10 申立期間⑧について、P 社に照会したところ、「申立人は、当社の Q 事業所で業務に従事していたとしているが、当該事業所は昭和 47 年 4 月 5 日に操業開始であり、申立期間⑧当時は存在しておらず、当社が保管している申立期間⑧の賃金台帳を確認したが、申立人の名前は確認できなかった。」と述べている。

また、すべての賃金台帳を確認したところ、申立人は、申立期間⑧とは別の昭和 53 年 12 月から 54 年 2 月まで当該事業所に勤務していることが認められるが、当該期間について厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認でき、事業主に照会したところ、「季節労働者等の正社員以外の者は、厚生年金保険に加入させておらず、保険料も給与から控除していなかった。」と述べており、社会保険事務所の記録によると、申立人は当該期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人から名前の挙がった同僚 3 人のうち所在が確認できた一人は、「当該事業所では厚生年金保険に加入していなかった。」としており、社会保険事務所の記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた者に照会したところ、「当該事業所は正社員しか厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

加えて、厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、雇用保険の加入記録においても、申立期間⑧における申立人の記録は存在しない。

- 11 申立期間⑨について、R 社に照会したところ、「当社が保管している申立期間⑨の賃金台帳を確認したが、申立人の名前は確認できなかった。」と述べている。

また、すべての賃金台帳を確認したところ、申立人は、申立期間⑨とは別の昭和 50 年 11 月から 51 年 2 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 3 月までの期間当該事業所に勤務していることが認められるが、当該両期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認でき、事業主に照会したところ、「季節労働者等の正社員以外の者は、a 健康保険の第 2 種健康保険にのみ加入させており、厚生年金保険料は控除していなかった。」と述べている。

さらに、申立人から名前の挙がった同僚二人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた 5 人に照会したところ全員が「申立人の名前に記憶が無い。」と述べており、そのうち二人は、「当該事業所は正社員しか厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

加えて、厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 47 年 10 月 18 日から 48 年 3 月 26 日まで別の事業所で雇用保険に加入していることが確認できる。

- 12 申立期間⑩について、T 社に照会したところ、「申立人は、当社の U 事業所で業務に従事していたとしているが、当該作業所は昭和 51 年 3 月に操業開始であり、申立期間⑩当時は存在しておらず、当社が保管している申立期間⑩の賃金台帳を確認したが、申立人の名前は確認できなかった。」と述べている。

なお、すべての賃金台帳を確認したところ、申立人は、申立期間⑩とは別の昭和 56 年 6 月 23 日から同年 12 月 22 日まで当該事業所に勤務していることが認められるが、当該期間について厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認でき、事業主に照会したところ、「季節労働者等の正社員以外の者は、a 健康保険の第 2 種健康保険にのみ加入させており、厚生年金保険料は控除していなかった。」と述べている。

また、申立人から名前の挙がった同僚 3 人のうち、所在が確認できた二人に照会したところ、一人は、「自分は当該事業所に勤務したことは無く、申立人も知らない。」としており、他の一人は、「自分は、当該事業所に勤務していたことはあるが、時期までは記憶していない。申立人の名前に記憶が無い。」と述べている。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた 6 人に照会したところ全員が「申立人の名前に記憶が無い。」と述べており、そのうち二人は、「U 事業所

の従業員は、a健康保険の第2種健康保険にのみ加入しており、厚生年金保険には加入していなかった。」と述べている。

加えて、厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

その上、雇用保険の加入記録によると、申立期間⑩における申立人の記録は存在しない。

- 13 申立期間⑦から⑩までについて、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間⑦から⑩までの申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑦から⑩までに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 16 日から 61 年 1 月 16 日まで
昭和 60 年 1 月 1 日から A 社で B 職員として勤務しているが、社会保険事務所の記録によると、同年 3 月 16 日から 61 年 1 月 16 日までの厚生年金保険記録が欠落している。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管していた出勤簿により、申立人は申立期間を含めた昭和 59 年 9 月 6 日から継続して A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主に照会したところ、「申立人が申立期間に勤務していたことは間違いないが、保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書によると、昭和 60 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 3 月 16 日に資格喪失、61 年 1 月 16 日に資格を再取得していることから、申立期間は厚生年金保険には加入していない。申立期間当時の勤務形態及び厚生年金保険料控除については、資料が保管されていないので不明である。」と述べている。

また、i) 当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に社会保険調査官の調査確認印が押されていることが確認できることから、昭和 60 年 1 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格取得については、同年 3 月 7 日に実施された社会保険事務所の調査により資格取得洩れが判明し、申立人を含めた 5 人がさかのぼって厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できること、ii) 同年 3 月 16 日の資格喪失については、資格取得届の処理が行われた 10 日後の同年 3 月 25 日に前述の 5 人全員が資格を喪失した旨の届書が提出されており、健康保険被保険者証の返納年月日も同

日になっていること、iii) 前述の5人のうち一人は、「自分はパート勤務が条件で働いていたため厚生年金保険には加入していなかったが、勤務時間数が多くなり厚生年金保険に加入することになったので、すぐに退職した。」と述べていること、iv) 前述の5人のうち他の一人は、「申立期間は継続して勤務していたが、厚生年金保険料控除については記憶が無い。」と述べているが、社会保険事務所の記録によると、同人は、60年3月16日に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できること、v) 社会保険事務所の記録によると、前述の5人のうち出勤簿等により継続勤務が確認できる3人(申立人を含む)には、当該事業所における厚生年金保険の加入期間に欠落が確認できること、vi) 申立人は、厚生年金保険被保険者の資格を再取得した61年1月までの期間は夫の健康保険の被扶養者になっていたこと、vii) 雇用保険の被保険者資格取得日が厚生年金保険被保険者の資格を再取得した同年1月16日になっていることから判断すると、申立人は、厚生年金保険に加入しないで勤務していたところ、勤務時間数が増えたことにより厚生年金保険の被保険者資格を取得することになったが、厚生年金保険料等の関係で勤務形態等を変更してこの資格を喪失したものの、その後、61年1月16日に資格を再取得したものと考えられる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 867

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月下旬から 43 年 5 月 1 日まで

昭和 42 年 5 月下旬から A 社 B 支店 C 営業所 D 出張所に E 職の臨時雇用員として勤務し、43 年 4 月から同年 6 月までは採用前提の臨時雇用員であったが、申立期間については厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間中に A 社 B 支店 C 営業所 D 出張所に勤務していたことは推認できるが、F 社が保管する申立人の履歴カードによると、申立人に係る適性検査の実施年月日が昭和 42 年 9 月 15 日、新規採用試験合格年月日が同年 12 月 5 日と記録されている上、B 支店による C 営業所臨時雇用員の発令年月日は 43 年 4 月 17 日と記録されていることが確認できることから、申立期間のうち同日以前の期間については、B 支店と申立人との間に雇用関係は無かったものとするのが妥当である。

一方、当該履歴カードにより、申立人は、申立期間のうち昭和 43 年 4 月 17 日から同年 5 月 1 日までの期間については B 支店において臨時雇用員であったことが確認できるが、F 社に照会したところ、「当時、臨時雇用員は、1 か月の勤務日数が 22 日間に満たない場合は厚生年金保険に加入させない取扱いがあったため、昭和 43 年 4 月が厚生年金保険の加入期間とされていないことは社会保険庁の記録の誤りではないと考えられる。」との回答があり、このことは、当該履歴カードにおいて、「同年 4 月（の勤務日数）11 日、

その他の月（の勤務日数）22日以上」との記載が確認できることによって裏付けられることを踏まえると、申立人の43年4月の勤務日数については、当時のB支店において、臨時雇用員を厚生年金保険に加入させる場合の要件には該当していなかったものと考えられる。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚7人のうち、個人が特定できた5人については、いずれも、B支店において厚生年金保険に加入していた形跡が無く、このうち勤務期間に関する供述が得られた二人は、「共済組合加入以前に試用員又は臨時雇用員であった期間がある。」と供述しているものの、当該期間がいずれも昭和37年12月以前であること、及び当時のA社が臨時雇用員の厚生年金保険への加入について定めた臨時雇用員等社会保険事務処理規程の施行が38年10月1日であることを踏まえると、当時、これらの者が同保険に加入していなかったことに不自然さは見受けられない。

加えて、上述の5人に照会したところ、回答があった3人のうち申立人の雇用形態等に関する供述が得られた一人は、「当時、当該事業所でE職として勤務していた職員は申立人以外に8人いたが、申立期間は、申立人が職員として採用される前の、手伝いとして働いていた期間であったと記憶している。」と供述している。

その上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における同保険被保険者資格の取得年月日は、厚生年金保険被保険者の資格取得年月日と同日の昭和43年5月1日であることが確認でき、同記録において、申立人の申立期間における当該事業所での加入記録は存在しない。

また、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 46 年 10 月にA社に入社した際、自分の母親が既に同社に勤務していた関係で、当時のB所長から、厚生年金保険に未加入であった申立期間について同保険料を一括して支払ったと言われたが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間においては当該事業所に勤務しておらず、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等も無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、「当時の資料は廃棄済みであるとともに、従業員が入社する前の期間について厚生年金保険料を一括して納付する取扱いがあったことを示す記録も無い。」との回答があり、申立人について申立てのような取扱いが行われたことは確認できなかった。

また、当該事業所の供述により、当時のB所長であったことが判明した者に照会したところ、「申立人について、A社C営業所経由で同社D支社に対し申立てのような手続を依頼した記憶はあるが、そのことを確認できる資料は無く、また、申立期間の厚生年金保険料がどのように控除されたのかについても分からない。」との回答があり、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述又は資料は得られなかった。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人が申立期間においては当該事業所に勤務していなかったと供述していることを踏まえると、申立人は、申立期間について当該事業所に使用されていた者であったとは言えないことから、仮に、厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、申立期間は同保険の被保険者となることができない期間であったと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 8 日から 57 年 10 月 1 日まで
昭和 55 年 3 月から A 社に事務員として勤務し、同社が倒産した 57 年 9 月まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A 社は、申立人が当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 56 年 12 月 8 日に同保険の適用事業所に該当しなくなっている上、社会保険事務所の記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は、いずれも、同日以前に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 3 人に照会したところ、いずれも、「自分は、昭和 56 年 12 月ごろ退社しており、同月以降に厚生年金保険料を給与から控除されたことは無い。」と供述している上、このうち、登記簿の記録により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる者及び同様に取締役であったことが確認できるとともに、申立人が経理担当であったと供述する者は、いずれも、「当該事業所は、昭和 56 年 12 月に倒産した。」と供述しているほか、申立人も、「申立期間当時、社長が行方不明になった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点において既に倒産していたか、又はそれに相当する状態にあったと

考えるのが妥当である。

さらに、申立人は、上述の経理担当者以外に当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していない上、申立人から、同僚等への照会に当たっては申立人の氏名を明らかにしないよう依頼があったため、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができず、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 870

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から41年3月1日まで
昭和40年3月から47年12月までA社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚等の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が当該事業所で同保険の被保険者資格を取得した昭和41年3月1日である上、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人のうち、申立期間において当該事業所で勤務していたとの供述が得られた一人、及び社会保険事務所の記録により当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、申立期間において当該事業所で勤務していたとの供述が得られた一人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日はいずれも同日であり、これらの者は申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無い。また、申立人が当該事業所の事業主であったとする者も、社会保険事務所の記録によれば、申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無い上、当該期間において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和61年1月1

日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人及び同僚の供述から当時の事業主であったと考えられる者も既に死亡しているため、当該事業所に係る同保険の適用状況、申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、申立人が当時の同僚とする上述の4人に照会したところ、回答があった3人のうち二人は、自身が記憶する入社時期について、それぞれ、昭和41年3月、同年5月であったと供述しており、「申立期間については勤務していなかった。」と供述しているほか、当該3人のうち申立期間において当該事業所に勤務していたとの供述が得られた他の一人は、「事業所として厚生年金保険の適用事業所にならないと加入できないことは承知しており、自分の入社当初の加入記録が無いのは、当該事業所が適用事業所となる前であったためであると理解している。また、当該事業所が同保険の適用事業所となる前に同保険料を給与から控除された記憶は無い。」と供述しているとともに、申立期間において当該事業所で勤務していたとの供述があった上述の厚生年金保険被保険者一人も、「厚生年金保険被保険者資格を取得する前に同保険料を給与から控除されたことは無い。」と供述している。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立期間について申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

また、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 17 日から同年 11 月 17 日まで

昭和 42 年 1 月に A 社 B 事業所に入社し、平成元年 9 月に同事業所が閉所するまで C 業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認することができなかった。

また、申立人が A 社 B 事業所で一緒に勤務していたとする同僚 9 人のうち 5 人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも申立期間の 2 年後から 10 年後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、このうち勤務期間に係る供述が得られた二人は、いずれも自身が記憶する入社時点と同保険被保険者資格の取得年月日が一致していることから、申立期間においては当該事業所で勤務していなかったことがうかがわれる。

さらに、上述の 9 人のうち、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 4 人に照会したところ、回答があった 3 人は、いずれも、「申立人とは当該事業所で一緒に勤務していたが、その期間までは分からない。」と供述しているほか、社会保険事務所の記録により、当該 4 人以外で申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認できる者 5 人に照会したものの、申立人が昭和 42 年 1 月 17 日から当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立

人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格取得年月日は、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と同日の昭和42年11月17日であることが確認でき、同記録において申立人の申立期間における加入記録は存在しない。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 7 月 31 日まで
② 昭和 47 年 2 月 26 日から同年 7 月 4 日まで
③ 昭和 47 年 10 月 20 日から 48 年 1 月まで

申立期間①は、A社（現在は、B社）に昭和 43 年 3 月から 46 年 7 月までC職として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②及び③は、D社に昭和 47 年 2 月から 48 年 1 月までE職として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社に照会したところ、「当社が保管する勤務者登録資料によれば、申立人が勤務していた期間は、昭和 43 年 3 月 19 日から 44 年 3 月 31 日までである。」との回答があったとともに、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書により、当該事業所が、申立人について社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 6 人のうち、申立人の兄及び申立人の仲人であったとする者を含む 5 人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、このうち申立人の仲人であったとする者を含む 4 人は、申立期間①の全部又は一部について当該事業所とは異なる事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるほか、当該 6 人

のうち申立期間①の一部において当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる一人に対し申立人の勤務状況等について照会したものの、回答は得られなかった。この一方で、申立人の兄は所在が不明であることから、同人から申立人の勤務状況等について確認することができないほか、申立人が申立人の仲人であったとする者に照会したところ、「申立人とは一緒に勤務していたかどうか分からない。」と供述しており、申立人が申立期間①において当該事業所で勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された9人に照会したところ、回答のあった4人のうち3人は、いずれも、「申立人については記憶が無い。」と供述しているとともに、他の一人は、「申立人と当該事業所で一緒に勤務していたが、申立人が勤務していた期間は記憶していない。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

その上、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②及び③については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間②のうち昭和 47 年 5 月 6 日から同年 7 月 4 日までの期間においてD社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所が保管する厚生年金基金加入員資格取得決定通知書及び同資格喪失決定通知書、並びに企業年金連合会が保管するF厚生年金基金加入員台帳により、申立人の同基金加入員の資格得喪年月日は厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

また、F健康保険組合に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況等について確認することはできなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人は、既に死亡していることから、同人から申立人の勤務状況等について確認することができない上、社会保険事務所の記録により、申立期間②及び③において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された5人に照会したところ、回答のあった二人のうち一人は、「申立人については記憶が無い。」と供述しているほか、他の一人は、「申立人とは一緒に勤務したことはあるが、具体的な期間までは記憶していない。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間②及び③において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人が申立期間②のうち昭和47年2月26日から同年4月23日までの期間について当該事業所とは異なる事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるところ、申立人は、同事業所には勤務した記憶が無いと主張するが、社会保険事務所が保管する同事業所の厚生年金保険被保険者原票の中に申立人の同原票が確認できるとともに、当該原票に記載された被扶養者の氏名及び生年月日は申立人の妻と一致することが確認できるなど、社会保険事務所の記録に不自然さはみられない。

その上、申立期間②及び③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として同保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月10日から26年3月1日まで

昭和25年9月10日から48年1月31日までA社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、25年9月10日から26年3月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

当該期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社の勤務に至る経緯及び申立期間当時の経理担当者に関する供述内容から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、平成13年5月15日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同年5月14日に破産しており、事業主は、「当該事業所における人事関係記録は、会社が破産した時にすべて廃棄したため、申立人の厚生年金保険の加入状況については不明である。」としていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、当該事業所の申立期間当時の経理担当者を含む、申立人が名前を挙げた同僚4人は、いずれも死亡又は病気のため、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

さらに、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日の記録が昭和26年3月1日で一致していることから、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届けたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所の記録から申立期間同時に当該事業所において厚

生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚8人について、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、採用時期から資格取得日までは一律ではなく、入社と同時に厚生年金保険に加入したとしている者は二人のみとなっており、ほか6人は、いずれも厚生年金保険の加入が、入社後1か月から8か月後となっている。

そして、入社と同時に厚生年金保険に加入したとしている二人は、いずれも前職を離職後、職業訓練校において当該事業所に関係する職業訓練を6か月受講した後に当該事業所に入社したとしており、採用時の状況が、申立人及び他の同僚6人と異なっている上、これら同僚8人のうち、申立人が入社したとする時期の約10か月後に当該事業所に入社したとし、申立人と同じ業務内容であったとしている同僚一人からは、「私は、申立人が当該事業所に入社したとする時期の約10か月後に当該事業所に入社したが、入社当初は、見習い期間であったため、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。当該事業所では、少なくとも、昭和40年代ごろまでは見習い期間を設けており、従業員は、厚生年金保険に加入していなかった。申立人と私は、同じ業務内容であったことから、申立人も、見習い期間があったはずであり、申立期間については、厚生年金保険に加入していないと思う。」との供述があった。

このことから、当該事業所では、職種、身分等の何らかの基準により、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断し、入社後、一定期間を置いて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測される。

その上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら、申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

昭和 46 年 4 月 1 日から A 社の設立に携わり、52 年 2 月まで勤務していた。47 年 7 月 1 日から同事業所において厚生年金保険に加入した記録となっているが、46 年 4 月 1 日から加入していたはずである。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中に A 社に勤務していたことは推認できるが、申立人は、厚生年金保険料を給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 47 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に当該事業所において一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚二人は、社会保険事務所の記録から、いずれも申立人と同じく、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 47 年 7 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、これら同僚二人からは、「当該事業所は、関連会社である B 社の一部門を法人化して設立された。私は、B 社から当該事業所へ転籍したが、B 社から転籍する際には健康保険証を同社に返却しており、その後、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる昭和 47 年 7 月 1 日までの期間は、健

康保険及び厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」との供述があり、これは、先の社会保険事務所の記録と符合する。

その上、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和 52 年 2 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業法人登記簿によると、59 年 12 月 3 日に解散しており、また、当時の事業主からは協力が得られないほか、当該事業所の申立期間当時の経理担当者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

なお、関連会社である B 社について、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票の調査を行ったが、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 875

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 21 日から同年 12 月 30 日まで
② 昭和 34 年 4 月 25 日から同年 10 月 19 日まで

両申立期間とも、A事業所管内B支所で季節労働者としてC業務に従事していた。この時、一緒に勤務した同僚は、その前に他の事業所で勤務していた当時は厚生年金保険に加入していた。

A事業所では、健康保険及び雇用保険が適用されていたのに（昭和 33 年から 34 年の冬期間は雇用保険を受給した記憶がある。）、厚生年金保険が適用されていないというのは納得できないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所（現在は、D事業所）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、両申立期間について健康保険の被保険者であることが確認できることから、両申立期間に当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、i) 当該事業所の被保険者名簿の事業所記号欄には、「任包」、「健保のみ」の記載が確認でき、ii) 申立人を含めた 3,000 人以上の被保険者については、健康保険の番号のみが付されており、厚生年金保険の番号は付されていないことから、当該事業所は両申立期間当時、健康保険のみを適用する任意包括適用事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

なお、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が健康保険のみの適用事業所になったのは昭和 32 年 2 月 1 日であり、厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 52 年 5 月 2 日である。

また、当該事業所では、両申立期間当時の人事関係書類を保管していないが、申立人について、E省通達に基づく事業所の作業員であると推定しており、同作業員は、同通達では「任意包括適用に属する者」に該当することから、両申立期間当時、作業員の二分の一以上の同意（健康保険法第31条第2項）を得て、健康保険のみを適用する事業所となったものの、厚生年金保険の適用事業所となることについては、作業員の二分の一以上の同意が得られず、厚生年金保険の適用事業所にならなかったものと推認される。

このことについて、昭和32年2月1日時点で健康保険の資格を取得したことが社会保険事務所の被保険者名簿から確認できる複数の者に照会したところ、「自分は昭和24年ごろから当該事業所に勤務していたが、健康保険の適用については32年以前から話があったと記憶している。結果的には32年2月に適用となったが、厚生年金保険より健康保険の方が重要だと思い、健康保険のみの適用について同意した記憶がある。」との供述や、「当時、健康保険のみに加入しようとの話し合いがあって、自分もそれに同意した記憶がある。」との供述を得られた。

なお、申立人は、「同僚は、以前勤務したF事業所で厚生年金保険に加入していた。」と主張しており、事実、当該事業所は昭和29年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、これは同事業所作業員の二分の一以上の同意が得られたためであり、一方、申立期間当時のA事業所は、それが得られなかったため、適用事業所にはならなかったものとみられ、厚生年金保険及び健康保険の適用については、事業所ごとに異なった取扱いを行っていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 11 月 26 日まで
② 昭和 33 年 4 月 21 日から同年 12 月 30 日まで
③ 昭和 34 年 4 月 25 日から同年 10 月 19 日まで

申立期間①のA事業所（現在は、B事業所）には、昭和 30 年 3 月に中学校を卒業してすぐ 4 月から勤務し、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の保険料を控除されていた記憶があるが、同事業所における厚生年金保険は、昭和 30 年 11 月から加入した記録になっており、申立期間①の加入記録が無い。

また、申立期間②及び③のC事業所（現在は、D事業所）における勤務期間についても、A事業所勤務のころと同様に社会保険料は控除されていたと記憶しているが、勤務したすべての期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

A事業所とC事業所では、雇用形態が変わらないのにA事業所では勤務した一部の期間についてしか厚生年金保険の加入記録が無く、またC事業所では加入記録が全く無いというのもおかしい。すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所に係る申立期間①について、当該事業所から提出のあった申立人が作成した履歴書（写し）及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①に当該事業所に勤務していたことが推認される。

しかしながら、申立期間①について、申立人は、当該事業所においてE業務に従事していたと供述しているところ、申立人と同時期の昭和 30 年 4 月に入所し、同様の業務に従事していた同僚から、「申立期間は、厚生年

金保険に加入しておらず、積雪のため当該業務ができなくなり、F業務部門に配置換えとなった時に、厚生年金保険に加入した。」との供述があり、当該同僚は、社会保険事務所の記録によると、申立人と同様に同年11月26日に当該事業所において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、上述の同僚から「G業務、H業務、I業務等の各部門で、厚生年金保険の加入時期を多数決で決めていたと思う。」との供述が得られたとともに、他の同僚からも「申立期間当時は、現場の上司から厚生年金保険については加入しなくてもよいと言われた記憶があり、結果的には他の作業員の加入状況を見て、自分は加入しなかったと思う。」との供述を得られたことから、申立期間①について、申立人は、これらの同僚と同様に厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 C事業所に係る申立期間②及び③について、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、両申立期間について健康保険の被保険者であることが確認できることから、両申立期間に当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、i) 当該事業所の被保険者名簿の事業所記号欄には、「任包」、「健保のみ」の記載が確認でき、ii) 申立人を含めた3,000人以上の被保険者については、健康保険の番号のみが付されており、厚生年金保険の番号は付されていないことから、当該事業所は申立期間②及び③当時、健康保険のみを適用する任意包括適用事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

なお、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が健康保険のみの適用事業所になったのは昭和32年2月1日であり、厚生年金保険の適用事業所になったのは、52年5月2日である。

また、当該事業所では、申立期間②及び③当時の人事関係書類を保管していないが、申立人について、J省通達に基づく事業所の作業員であると推定しており、同作業員は、同通達では「任意包括適用に属する者」に該当することから、両申立期間当時、作業員の二分の一以上の同意（健康保険法第31条第2項）を得て、健康保険のみを適用する事業所となったものの、厚生年金保険の適用事業所となることについては、作業員の二分の一以上の同意が得られず、厚生年金保険の適用事業所にならなかったものと推認される。

このことについて、昭和32年2月1日時点で健康保険の資格を取得したことが社会保険事務所の被保険者名簿から確認できる複数の者に照会したところ、「自分は昭和24年ごろから当該事業所に勤務していたが、健康保

険の適用については32年以前から話があったと記憶している。結果的には32年2月に適用になったが、厚生年金保険より健康保険の方が重要だと思い、健康保険のみの適用について同意した記憶がある。」との供述や、「当時、健康保険のみに加入しようとの話し合いがあって、自分もそれに同意した記憶がある。」との供述を得られた。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立人が、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、全申立期間において、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により控除されていたことを認めることはできない。